



(公印省略)

国医第 2011 号
平成30年 3月27日

一般社団法人 大分県医師会長 殿

大分県福祉保健部国保医療課長

特別養護老人ホーム等の入所者に対する療養の給付の取扱いについて

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記のことについては、別添「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知（最終改正 平成28年3月25日））により取り扱っているところですが、平成29年11月に本県で実施された会計検査院における医療費実地検査において、算定誤りの事案が複数の医療機関において確認されました。

つきましては、当通知内容について再度ご確認いただくとともに、診療報酬の請求にあたって、改めてご留意くださるよう貴下会員あて周知をお願いします。

記

【送付資料】

- ① 特別養護老人ホーム等の入所者に対する療養の給付の取扱いについて
（大分県福祉保健部国保医療課作成）
- ② 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に該当する施設名一覧表
（大分県福祉保健部国保医療課作成）
- ③ 平成28年3月25日付け保医発0325第9号（厚生労働省保険局医療課長通知）
「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について
- ④ 平成18年4月24日付け事務連絡（厚生労働省保険局医療課）
「特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱いについて」の運用上の留意事項について
- ⑤ 平成24年11月1日付け事務連絡（厚生労働省保険局医療課）
疑義解釈資料の送付について（その10）

担当：保険医療指導班

電話：097-506-2764

特別養護老人ホーム等の入所者に対する 療養の給付の取扱いについて

平成30年3月
大分県福祉保健部国保医療課

特別養護老人ホーム等の入所者に対する診療について

【基本的な考え方】

下記施設の配置医師は、入所者の継続的かつ定期的な医学的健康管理を行うことを含め、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

《根拠》「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」の運用上の留意事項について(平成18年4月24日 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

| | 配置医師 | 施設種類 |
|---|----------------------|--|
| 1 | 施設に配置されている医師 | ①特別養護老人ホーム ②養護老人ホーム(定員111名以上) ③指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所 ④指定障害者支援施設(生活介護を行う施設) ⑤療養介護事業所 ⑥救護施設(定員111名以上) ⑦乳児院(定員100名以上) ⑧児童心理治療施設(旧:情緒障害児短期治療施設) |
| 2 | 施設に合築・併設されている医療機関の医師 | 上記①～⑧ ⑨盲導犬訓練施設 |

* ④指定障害者支援施設(生活介護を行う施設)で、医師を配置しない取扱いとしている場合は除く。

配置医師の施設入所者に対する診療報酬について

配置医師の場合

配置医師が施設入所者に対して行った診療（特別の必要があつて行う診療を除く）は、介護報酬、自立支援給付、措置費等の他給付において評価されているため、初診料、再診料（外来診療料を含む）、小児科外来診療料及び往診料を算定できません。

また、配置されている施設の種類により、一部の診療については、他給付で評価されていることから算定できない診療報酬があります。

《根拠》特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて

（平成18年3月31日 保医発0331002号 最終改定：平成28年3月25日 保医発0325第9号）



【請求上の注意点】

- ・施設入所者のレセプトの特記事項に「施」を表示する。
- ・「特別の必要があつて行う診療」の場合は、レセプトの摘要欄に「特別の必要」を記載する。
- ・配置医師としての診療の場合、摘要欄に「配」と表示して診療回数を記載する。
（例）診療実日数3日 配×2回、発熱による緊急外来 ○月○日

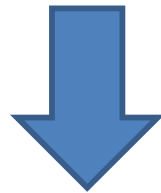
配置医師以外の保険医による施設入所者に対する診療制限

配置医師以外の保険医の場合

緊急の場合又は患者の傷病が当該配置医師の専門外のため、特に診療を必要とする場合を除き、配置医師以外の保険医がみだりに診療を行い、診療報酬を算定することはできません。

《根拠》特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて

(平成18年3月31日 保医発0331002号 最終改定:平成28年3月25日 保医発0325第9号)



【請求上の注意点】

- ・施設入所者のレセプトの特記事項に「施」を表示すること。
- ・「特に診療を必要とする場合」は、レセプトに緊急受診や当該配置医師の専門外である等の理由を記載すること。

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に該当する施設名一覧表(平成29年度)

国保医療課作成

施設の種別： 特別養護老人ホーム

| 施設名称 | 所在地 | 定員 | 経営主体 | 併設型短期入所生活介護事業所の有無 (特養と同じ名称は省略) | | | 予防 | 配置医師の専門診療科 |
|--------------------------|--------------------|-----|-------------|-----------------------------------|----|-----------------------------|----|---------------------|
| | | | | 有・無 | 定員 | 名称 | | |
| アイリスおおいた | 大分市大字横尾4451番地の8 | 70 | 社会福祉法人虹の会 | 有 | 23 | | ○ | 内科 |
| アルメイダメモリアルホーム | 大分市大字宮崎1509番地 | 48 | 社会福祉法人大分福祉会 | 有 | 空 | | ○ | 胸部外科 |
| アルメイダメモリアルホーム (ユニット型) | | 22 | | 有 | 空 | | ○ | |
| 玉光苑(従来型) | 大分市大字市459番地 | 40 | 社会福祉法人霊山会 | 有 | 12 | | ○ | 麻酔科(内科診療を行う) |
| 玉光苑(ユニット型) | | 40 | | | | | | 精神科 |
| 庄の原苑 | 大分市大字荏隈字庄ノ原1798番地 | 70 | 社会福祉法人温寿会 | 有 | 8 | 庄の原苑ショートステイサービスセンター | ○ | 内科 |
| 白水長久苑 | 大分市大字横尾字大原1897番地2 | 45 | 社会福祉法人長久会 | 有 | 14 | 指定短期入所生活介護事業所白水長久苑 | ○ | 内科 |
| 白水長久苑(ユニット型) | | 40 | | | | | | 精神科 |
| 誠寿園 | 大分市大字辻902番地 | 50 | 社会福祉法人吉野誠心会 | 有 | 8 | 誠寿園ショートステイサービス | ○ | 内科 |
| 誠寿園(ユニット型地域密着型) | | 20 | | 有 | 7 | 誠寿園ショートステイサービス(ユニット型) | ○ | |
| 清静園 | 大分市大字竹中5268番地 | 50 | 社会福祉法人一志会 | 有 | 30 | 清静園指定短期入所生活介護事業所 | ○ | 泌尿器科・腎臓内科・人工透析・皮膚科 |
| 清浄園(ユニット型) | | 100 | | | | | | 精神科・老年精神科・内科 |
| 清流苑 | 大分市大字種具字南谷144番地 | 20 | 社会福祉法人永生会 | 有 | 20 | 清流苑ショートステイ事業所 | ○ | 内科・循環器科・呼吸器科 精神科 |
| 明治清流苑 | 大分市大字猪野729番地1 | 80 | 社会福祉法人永生会 | 有 | 20 | 明治清流苑ショートステイ事業所 | ○ | 内科・循環器科・小児科 精神科 |
| 創生の里 | 大分市大字野田306番地の2 | 52 | 社会福祉法人若草会 | 有 | 18 | 創生の里短期介護宿泊施設(従来型) | ○ | 内科・呼吸器科 |
| 創生の里 (ユニット型地域密着型) | | 18 | | | | | | 精神科 |
| そうだ藤の森 | 大分市大字寒田202番地 | 54 | 社会福祉法人三愛会 | 有 | 16 | | ○ | 内科 |
| 天領ガーデン | 大分市大字田尻字高尾784-1 | 29 | 社会福祉法人三愛会 | 有 | 10 | | ○ | 内科 |
| 百華苑 | 大分市大字東上野1800番地 | 100 | 社会福祉法人穂燈舎 | 有 | 20 | 百華苑短期入所サービス | ○ | 内科 |
| 柞原の里 | 大分市大字八幡320番地の1 | 54 | 社会福祉法人仁愛会 | 有 | 16 | 柞原の里指定短期入所生活介護事業所 | ○ | 内科 |
| 碩田柞原の里 | 大分市弁天1丁目2番3号 | 29 | 社会福祉法人仁愛会 | 有 | 10 | 碩田柞原の里指定短期入所生活介護事業所 | ○ | 内科・外科・消化器内科 |
| リバーサイド桃花苑 | 大分市大字曲字箕久保320番地 | 50 | 社会福祉法人青樹会 | 有 | 10 | リバーサイド桃花苑ショートステイサービス | ○ | 内科 |
| リバーサイド桃花苑 (ユニット型) | | 20 | | 有 | 20 | リバーサイド桃花苑ショートステイサービス(ユニット型) | ○ | |
| 緑風苑(従来型) | 大分市下郡山の手2番17号 | 50 | 社会福祉法人松山会 | 有 | 10 | 緑風苑指定短期入所生活介護施設 | ○ | 内科 |
| 緑風苑(小規模生活型) | | 20 | | 有 | 10 | 緑風苑指定短期入所生活介護施設 | ○ | 精神科 |
| 和泉荘 | 大分市大字竹矢1024番地の1 | 50 | 社会福祉法人七瀬陽史会 | 有 | 10 | 和泉ショートステイサービス | ○ | 内科 |
| 光明園 | 大分市大字志生木字西岡145番地の9 | 50 | 社会医療法人親愛会 | 有 | 18 | 光明園ショートステイ支援ホーム | ○ | 内科 |

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に該当する施設名一覧表(平成29年度)

国保医療課作成

施設の種別： 特別養護老人ホーム

| 施設名称 | 所在地 | 定員 | 経営主体 | 併設型短期入所生活介護事業所の有無 (特養と同じ名称は省略) | | | 予防 | 配置医師の専門診療科 |
|-------------------------|---------------------------|----|--------------------------|-----------------------------------|----|-------------------------------|----|------------------------|
| | | | | 有・無 | 定員 | 名称 | | |
| 寿志の里 | 大分市大字中判田1342番地の3 | 50 | 社会福祉法人龍和会 | 有 | 18 | 寿志の里ショートステイサービス | ○ | 内科・外科 |
| 寿志の里 (ユニット型地域密着型) | | 20 | | | | | | |
| 風雅の里上野(地域密着型) | 大分市大字三芳288番地1 | 29 | 社会福祉法人展寿会 | 有 | 10 | ショートステイ風雅 | ○ | 内科・外科 |
| みなはるの里(地域密着型) | 大分市大字皆春262番地1 | 29 | 社会福祉法人雄山会 | 有 | 10 | ショートステイ みなはるの里 | ○ | 内科・麻酔科 |
| Greenガーデン南大分 (地域密着型) | 大分市大字羽屋105番地の1 | 29 | 社会福祉法人大翔会 | 有 | 10 | Greenガーデン 南 大分ショートステイ | ○ | 消化器外科・内科 |
| 一燈園 | 別府市堀田4組 | 50 | 社会福祉法人一燈園 | 有 | 40 | ショートステイサービス 一燈園 | ○ | 内科 |
| 石垣一燈園 | 別府市石垣東3丁目3番3号 | 50 | 社会福祉法人一燈園 | 有 | 空 | | ○ | 内科 |
| 偕楽園 | 別府市大字南立石2170番地の14 | 29 | 社会福祉法人亀鶴会 | 有 | 10 | 老人短期入所施設 偕楽園 | ○ | 内科・リハビリ科・アレルギー科 |
| 茶寿苑 | 別府市北鉄輪3組 | 64 | 社会福祉法人恵愛会 | 有 | 10 | 茶寿苑短期入所 生活介護サービス事業 | ○ | 内科・外科・呼吸器科 |
| 茶寿苑 (地域密着型) | | 18 | | 有 | 空 | 茶寿苑短期入所 生活介護サービス事業 | ○ | |
| 静雲荘 | 別府市大字野田サッショウ原 1293番地の1 | 52 | 社会福祉法人友愛会 | 有 | 11 | 静雲荘指定短期入所 生活介護事業所 | ○ | 内科 |
| 静雲荘(地域密着型) | | 20 | | | | | | 精神科 |
| ナーシングホームはるかぜ | 別府市鶴見字前畑3841番地の1 | 50 | 社会福祉法人洗心会 | | | | | 内科 |
| ナーシングホームはるかぜ (地域密着型) | 別府市鶴見字五反4136番地の2 | 20 | | 有 | 10 | 短期入所生活介護 はるかぜ | ○ | |
| 別府ナーシングホーム 泰生園 | 別府市大字鶴見中山田1068番 地 | 54 | 社会福祉法人泰生会 | 有 | 18 | 泰生の里ショートステイ館 「アリオ別府」 | ○ | 内科・神経内科 内科・呼吸器科 |
| 和幸苑 | 別府市大字野田1494番地の1 | 70 | 社会福祉法人豊心会 | 有 | 5 | 和幸苑指定短期入所 生活介護事業所 | ○ | 内科・循環器科 心療内科・精神科・内科 |
| 友和苑 | 別府市亀川東町8番20号 | 50 | 社会福祉法人豊心会 | 有 | 9 | 指定短期入所生活介護 事業所友和苑 | ○ | 内科 精神科 |
| 楼蘭 | 別府市小倉4-3 | 50 | 社会福祉法人生愛会 | 有 | 空 | | ○ | 内科・リウマチ科 |
| 別府石垣園 | 別府市石垣西2丁目1番31号 | 29 | 社会福祉法人千寿会 | 有 | 8 | ショートステイ別府石垣園 | ○ | 内科 |
| いずみの園 | 中津市大字永添2744番地 | 60 | 社会福祉法人九州キリス ト教社会福祉事業団 | 有 | 27 | いずみの園ショートステイ サービス | ○ | 内科 |
| いずみの園ヨハネ館 | | 40 | | — | | | | 精神科 |
| 悠久の里 | 中津市大字永添945番地 | 50 | 社会福祉法人三光会 | 有 | 10 | ショートステイサービス 悠久の里 | ○ | 内科、脳神経外科 |
| 悠久の里(ユニット型) | | 29 | | 有 | 空 | ユニット型ショートステイ サービス悠久の里 | ○ | |
| 悠久の里(サテライト型) | 中津市大字上如水字野田1824-5 | 29 | 社会福祉法人三光会 | 有 | 9 | ユニット型サテライトショートステイ サービス悠久の里 | ○ | 内科、脳神経外科 |
| 望箭荘 | 中津市三光森山851番地 | 50 | 社会福祉法人直心会 | 有 | 20 | 望箭荘ショートステイ サービス | ○ | 内科 |
| 望箭荘やまくに(地域密着型) | 中津市山国町守実77番地1 | 29 | 社会福祉法人直心会 | 有 | 9 | | ○ | 内科・外科 |
| やすらぎ荘 | 中津市耶馬溪町大字樋山路1番地1 | 80 | 中津市 | 有 | 20 | | ○ | 内科 |
| むくの木 | 中津市大字上宮永348番地 | 50 | 社会福祉法人健清会 | 有 | 10 | 短期入所生活介護特別養 護老人ホームむくの木 | ○ | 内科・外科・リハビリテー ション科 |

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に該当する施設名一覧表(平成29年度)

国保医療課作成

施設の種別： 特別養護老人ホーム

| 施設名称 | 所在地 | 定員 | 経営主体 | 併設型短期入所生活介護事業所の有無 (特養と同じ名称は省略) | | | 予防 | 配置医師の専門診療科 |
|-----------------|--------------------|----|-----------------|-----------------------------------|----|--------------------------------|----|--------------------|
| | | | | 有・無 | 定員 | 名称 | | |
| さ蕨 | 中津市植野241番地1 | 29 | 社会福祉法人聖信会 | 有 | 9 | ショートステイさ蕨 | ○ | 内科 |
| かえで | 中津市本耶馬溪町跡田430番地1 | 29 | 社会福祉法人泰然会 | 有 | 9 | ショートステイかえで | | 内科 |
| 花月園 | 日田市大字渡里字熊取156番地 | 52 | 社会福祉法人平成会 | 有 | 10 | 介護保険サービスセンター花月園 | ○ | 内科・婦人科 |
| 花月園(地域密着型) | 日田市大字渡里字熊取133-1 | 29 | | 有 | 10 | ユニット型ショートステイ花月園 | ○ | 内科・外科 |
| 中ノ島園 | 日田市大字庄手字大釣685番地の16 | 40 | 社会福祉法人翠明会 | 有 | 12 | ショートステイなかのしま | ○ | 内科 |
| 敬天荘 | 日田市天瀬町女子畑234 | 70 | 社会福祉法人翠明会 | 有 | 6 | ショートステイ敬天荘 | ○ | 精神科・泌尿器科 内科・婦人科 |
| ひた翠明館 | 日田市神来町607-5 | 40 | 社会福祉法人翠明会 | 無 | | | | 内科 |
| 日田園 | 日田市大字石井字池ノ瀬271番地の2 | 53 | 社会福祉法人福寿会 | 有 | 12 | 日田園ショートステイサービス | ○ | 内科 |
| 日田園ユニット | | 46 | | 有 | 24 | 日田園ユニットショートステイサービス | ○ | |
| 喜楽苑 | 日田市天瀬町桜竹1115-87 | 54 | 社会福祉法人大喜福祉会 | 有 | 18 | ショートステイ喜楽苑 | ○ | 内科 |
| 喜楽苑(ユニット型) | | 30 | | — | | | | |
| 長良苑 | 佐伯市大字長良4956番地 | 53 | 社会福祉法人長陽会 | 有 | 13 | 特別養護老人ホーム長良苑「短期入所生活介護事業所」 | ○ | 内科 |
| 長良苑(ユニット型地域密着型) | | 23 | | 有 | 12 | 特別養護老人ホーム長良苑ユニット型「短期入所生活介護事業所」 | ○ | |
| 花みずき | 佐伯市大字池田1699番地の7 | 50 | 社会福祉法人双樹会 | 有 | 10 | 花みずき短期入所生活介護事業所 | ○ | 一般内科 |
| 彦岳の太陽 | 佐伯市大字狩生418番地2 | 20 | 社会福祉法人百徳会 | 有 | 4 | | ○ | 内科 |
| 彦岳の太陽(ユニット型) | | 9 | | 有 | 空 | | ○ | |
| 豊寿苑 | 佐伯市弥生大字井崎1765番地 | 79 | 佐伯市(佐伯市社会福祉協議会) | 有 | 3 | 豊寿苑ショートステイサービス | ○ | 外科 |
| 豊寿苑(ユニット型地域密着型) | | 21 | | | | | | |
| 直川苑 | 佐伯市直川大字仁田原1962-1 | 30 | 社会福祉法人仁愛会 | 有 | 8 | 直川苑指定短期入所生活介護事業所 | ○ | 内科 |
| 直川苑(ユニット型) | | 50 | | 有 | 空 | 直川苑指定短期入所生活介護事業所(ユニット空床型) | ○ | |
| はたのうら | 佐伯市蒲江大字畑野浦596番地32 | 29 | 社会福祉法人長陽会 | 有 | 10 | はたのうら指定短期入所生活介護事業所 | ○ | 内科 |
| はまゆう | 佐伯市蒲江大字蒲江浦1344番地1 | 44 | 社会福祉法人はまゆう会 | 有 | 10 | はまゆうショートステイ | ○ | 内科 |
| はまゆう(ユニット型) | | 40 | | 有 | 8 | はまゆうショートステイ(ユニット) | ○ | |
| 四季の郷 | 臼杵市江無田1119番地の5 | 68 | 社会福祉法人みずほ厚生センター | 有 | 16 | 短期入所サービスセンター四季の郷 | ○ | 内科 |
| 緑の園 | 臼杵市大字大泊220番地 | 70 | 社会福祉法人同心会 | 有 | 10 | 緑の園ショートステイセンター | ○ | 内科・リウマチ科 眼科 |
| 栄寿荘 | 臼杵市野津町大字落谷530番地 | 50 | 社会福祉法人風連福祉会 | 有 | 4 | 栄寿荘ショートステイサービス | ○ | 内科 眼科 歯科 |

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に該当する施設名一覧表(平成29年度)

国保医療課作成

施設の種別： 特別養護老人ホーム

| 施設の名称 | 所在地 | 定員 | 経営主体 | 併設型短期入所生活介護事業所の有無 (特養と同じ名称は省略) | | | 予防 | 配置医師の専門診療科 |
|----------------------------|----------------------|-----|-------------|-----------------------------------|----|----------------------|----|-------------------|
| | | | | 有・無 | 定員 | 名称 | | |
| しおさい | 津久見市大字長目2715番地の5 | 70 | 社会福祉法人同心会 | 有 | 10 | しおさいショートステイセンター | ○ | 内科 |
| 白梅荘 | 津久見市徳浦宮町420番地 | 50 | 社会福祉法人白梅福祉会 | 有 | 10 | 白梅荘ショートステイサービス | ○ | 内科 |
| 白梅荘(ユニット型地域密着型) | | 18 | | | | | | |
| 悠々居 | 竹田市大字三宅1763番地1 | 84 | 社会福祉法人偕俸社 | 有 | 16 | 悠々居ショートステイ | ○ | 内科 |
| 久住荘 | 竹田市久住町大字久住6485番地1 | 50 | 社会福祉法人豊和会 | 有 | 6 | 久住荘ショートステイサービス | ○ | 内科 |
| 美晴が丘 | 竹田市直入町大字長湯9067番地4 | 36 | 社会福祉法人孝寿福祉会 | 有 | 13 | ショートステイ美晴が丘 | ○ | 内科 |
| 美晴が丘(ユニット型) | | 18 | | 有 | 空 | ショートステイ美晴が丘 | ○ | |
| こころの郷 | 竹田市大字飛田川1618番地23 | 29 | 社会福祉法人雄仁会 | 有 | 空 | | ○ | 総合診療科 内科 |
| 荻の苑(地域密着型) | 竹田市荻町恵良原780番地2 | 9 | 社会福祉法人孝寿福祉会 | 有 | 4 | | ○ | 内科 |
| 荻の苑(ユニット型地域密着型) | | 20 | | 有 | 空 | | ○ | |
| やすらぎの里 | 豊後高田市呉崎755-1 | 50 | 社会福祉法人積善会 | 有 | 10 | やすらぎの里短期入所生活センター | ○ | 内科 精神科 |
| 真寿苑 | 豊後高田市白野4298番地3 | 80 | 社会福祉法人真萌会 | 有 | 10 | | ○ | 内科 |
| 心助園 | 杵築市大字熊野1427番地1 | 50 | 社会福祉法人一心会 | 有 | 10 | | ○ | 内科・泌尿器科 |
| 心助園(地域密着型) | | 20 | | | | | | |
| 菩提樹 | 杵築市大字日野1921-15 | 86 | 社会福祉法人みのり村 | 有 | 5 | | ○ | 外科 |
| 瑞雲荘 | 杵築市大田杵掛2380番地 | 50 | 社会福祉法人ひまわり | 有 | 6 | 瑞雲荘ショートステイ | ○ | 外科 |
| 太陽の家広寿苑 | 杵築市山香町大字野原字船木1662番地1 | 50 | 社会福祉法人太陽の家 | 有 | 10 | 短期入所生活介護事業所太陽の家広寿苑 | ○ | 内科 |
| 太陽の家広寿苑(ユニット型) | | 30 | | | | | | |
| 宇佐ナーシングホーム 泰生園 | 宇佐市大字山下2100番地 | 50 | 社会福祉法人泰生会 | 有 | 10 | 泰生の里ショートステイ館「アリビオ宇佐」 | ○ | 内科・消化器科・循環器科・呼吸器科 |
| 宇佐ナーシングホーム ラ・シェネ泰生園(地域密着型) | | 20 | | | | | | |
| 宇水園 | 宇佐市大字辛島229-2 | 80 | 社会福祉法人宇水会 | 有 | 20 | 宇水園ショートステイサービスセンター | ○ | 内科 |
| 妙見荘 | 宇佐市院内町御香488番地の1 | 80 | 社会福祉法人芽豆羅の里 | 有 | 14 | | ○ | 内科・外科・人工透析他 |
| 妻垣荘 | 宇佐市安心院町妻垣401番地 | 50 | 社会福祉法人安心会 | 有 | 24 | 妻垣荘ショートステイサービス | ○ | 内科、消化器内科・小児科・皮膚科 |
| 安心院の郷妻垣(地域密着型) | | 20 | | | | | | |
| 紫雲荘 | 豊後大野市三重町本城2050番地 | 150 | 社会福祉法人紫雲会 | 有 | 9 | 紫雲荘ショートステイサービス | ○ | 内科 |
| 任運荘 | 豊後大野市緒方町馬場796-1 | 50 | 社会福祉法人任運社 | 有 | 10 | | ○ | 内科 |

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に該当する施設名一覧表(平成29年度)

国保医療課作成

施設の種別： 特別養護老人ホーム

| 施設名称 | 所在地 | 定員 | 経営主体 | 併設型短期入所生活介護事業所の有無 (特養と同じ名称は省略) | | | 予防 | 配置医師の専門診療科 |
|-------------------------|-------------------|----|---------------|-----------------------------------|----|---------------------------|----|----------------|
| | | | | 有・無 | 定員 | 名称 | | |
| 偕生園 | 豊後大野市大野町田中700番地2 | 50 | 社会福祉法人偕生会 | 有 | 10 | 偕生園ショートステイサービス | ○ | 内科・外科 |
| 偕生園(ユニット型) | | 15 | | 有 | 5 | 偕生園ショートステイサービス | ○ | |
| 若葉苑 | 由布市挾間町向原1215番地2 | 63 | 社会福祉法人若山会 | 有 | 11 | 若葉苑ショートステイサービス | ○ | 外科・内科 |
| 若葉苑(ユニット型) | | 20 | | 有 | 空 | 若葉苑ショートステイサービスユニット型 | ○ | |
| 情和園 | 由布市庄内町西長宝870番地1 | 90 | 社会福祉法人愛泉会 | 有 | 10 | 情和園ショートステイサービス | ○ | 内科 |
| | | | | | | | | |
| 温水園 | 由布市湯布院町川北1964番地 | 70 | 社会福祉法人清風会 | 有 | 10 | シルバーケア総合センターぬくみショートステイ事業部 | ○ | 内科 精神科 |
| 白心荘 | 由布市湯布院町川北1354番地13 | 50 | 社会福祉法人真代会 | 有 | 10 | 湯布院短期入所生活介護事業白心荘 | ○ | 内科 |
| 白心荘(ユニット型) | | 30 | | 有 | 空 | ユニット型湯布院短期入所生活介護事業白心荘 | ○ | |
| 慶寿苑 | 由布市庄内町柿原1569番地1 | 13 | 社会福祉法人寿永会 | 有 | 22 | ショートステイサービス慶寿苑 | ○ | 内科 |
| 慶寿苑(ユニット型) | | 16 | | | | | | |
| 姫見苑 | 国東市国見町伊美3855番地 | 50 | 社会福祉法人悠々会 | 有 | 2 | | ○ | 内科 |
| くにさきの郷 | 国東市国東町浜崎2757番地16 | 70 | 社会福祉法人くにさき福祉会 | 有 | 20 | | ○ | 内科 |
| むさし苑 | 国東市武蔵町糸原2368番地1 | 60 | 社会福祉法人安岐の郷 | 有 | 30 | ショートステイむさし苑 | ○ | 内科・婦人科・小児科 |
| むさし苑(地域密着型) | 国東市武蔵町糸原2368番地2 | 20 | | | | | | |
| 鈴鳴荘 | 国東市安岐町下山口58番地 | 54 | 社会福祉法人安岐の郷 | 有 | 16 | ショートステイ鈴鳴荘 | ○ | 心療内科・精神科・老年精神科 |
| 鈴鳴荘(地域密着型) | | 20 | | | | | | |
| 鈴鳴荘(サテライト型) | 国東市安岐町朝来144番地 | 8 | 社会福祉法人安岐の郷 | 無 | 2 | ショートステイ朝来(短期入所併設型・空床型) | ○ | 心療内科・精神科・老年精神科 |
| 暘谷苑 | 速見郡日出町大字藤原5708-3 | 76 | 社会福祉法人暘谷福祉会 | 有 | 24 | 暘谷苑ショートステイサービス | ○ | 総合内科 |
| シルバーランドメルヘン | 玖珠郡九重町大字右田3156-7 | 50 | 社会福祉法人大樹会 | 有 | 10 | メルヘンショートステイサービス | ○ | 内科 |
| シルバーランドメルヘン(ユニット型地域密着型) | | 15 | | 有 | 10 | ユニット型メルヘンショートステイサービス | ○ | |
| 共生の里メルヘン | 玖珠郡玖珠町大字帆足2189-1 | 36 | 社会福祉法人大樹会 | 有 | 空 | | ○ | 内科・循環器内科・小児科 |
| 共生の里メルヘン森栄館 | 玖珠郡玖珠町大字帆足690-3 | 29 | 社会福祉法人大樹会 | 有 | 9 | ショートステイサービス森栄館 | ○ | 内科・循環器内科・小児科 |
| 玖珠園 | 玖珠郡玖珠町大字大隈325番地 | 70 | 社会福祉法人玖珠会 | 有 | 15 | 玖珠園ショートステイサービス | ○ | 内科 精神科 |

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に該当する施設名一覧表(平成29年度)

国保医療課作成

施設の種別 : 指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所…特養併設施設は特養の欄を参照

| 施設の名称 | 所在地 | 定員 | 経営主体 | 予防 | 配置医師の専門診療科 |
|----------------------------------|-----------------------|----|-------------------------|----|-----------------------|
| アイリス清心園ショートステイ事業所 (養護老人ホーム併設) | 大分市大字横尾4451-19 | 5 | 社会福祉法人虹の会 | ○ | 内科 |
| 介護老人保健施設陽光苑 (単独老健併設) | 大分市大字中戸次4525番地 | 10 | 社会医療法人財団天心堂 | ○ | 小児科 |
| ショートステイハウス狐兔如庵 (医療機関併設老健併設) | 大分市大字野田1085番地 | 10 | 医療法人謙誠会 | ○ | 小児科 |
| ショートステイ山桜花 (サテライト型老健併設) | 大分市大字寒田486番26 | 10 | 医療法人 展寿会 | ○ | 循環器内科・内科・胃腸科・呼吸器科・小児科 |
| 和みの郷いきいき | 大分市横瀬1050番地 | 20 | 社会福祉法人新樹会 | ○ | 内科 |
| 短期入所生活介護せきの郷 (老健併設) | 大分市大字一尺屋2357番地 | 6 | 社会医療法人 関愛会 | ○ | 消化器内科 |
| ショートステイふじが丘 (老健併設) | 大分市大字寒田235番地の16 | 10 | 医療法人 展寿会 | ○ | 循環器、内科、胃腸科 |
| ショートステイおおつか | 大分市住吉町1丁目2の16 | 10 | 医療法人進修会 | ○ | 内科、呼吸器科 |
| 養護老人ホーム紅葉寮 | 別府市大字鶴見60番地2 | 2 | 社会福祉法人カリタスの園 | | 内科・外科 |
| 指定短期入所生活介護事業所 亀川和幸苑 | 別府市亀川東町11番1号 | 5 | 社会福祉法人豊心会 | ○ | 内科 |
| ショートステイみさき園 | 中津市三光臼木1218 | 33 | 医療法人まつぎクリニック | ○ | 脳神経外科、内科 |
| 創生園短期入所センター (老健併設) | 中津市大字上宮永298-1 | 17 | 医療法人健清会 | ○ | 内科・外科 |
| ユニット型ショートステイむらかみ | 中津市諸町1799 | 18 | 医療法人杏林会 | ○ | 病理診断科、消化器内科 |
| 介護サービス美和ショートステイ | 日田市南友田町12-2 | 20 | 有限会社三愛メディカルセンター | ○ | 胃腸科・外科・循環器科 |
| 短期入所生活介護鶴見の太陽 (単独老健併設) | 佐伯市鶴見大字沖松浦51番 | 23 | 社会医療法人小寺会 | ○ | 内科 |
| 佐伯市老人短期入所施設 「悠久園」 | 佐伯市向島1丁目3番8号 | 30 | 社会福祉法人双樹会 | ○ | 一般内科 |
| さいき長寿苑そよ風 | 佐伯市鶴岡西町2-169 | 24 | 株式会社ユニマツ リタイアメント・コミュニティ | ○ | 内科 |
| ショートステイやすらぎ | 佐伯市蒲江大字蒲江浦3951番地 | 6 | 社会福祉法人 正心会 | ○ | 内科 |
| うすきメディカルクリニック ショートステイ | 臼杵市大字臼杵字洲崎72番地32 | 3 | 医療法人稔会 | ○ | 外科・内科 |
| ケアホーム五つの実 | 竹田市会々2576-1 | 20 | 医療法人健伸会 | ○ | 整形外科・内科 |
| 短期入所生活介護「泉の里」 | 豊後大野市三重町赤嶺 1250番地1 | 10 | 社会医療法人帰巖会 | ○ | 麻酔科・外科 |
| 介護老人保健施設ニコニコ銘水苑 (単独老健併設) | 豊後大野市三重町小坂4110-7 | 4 | 医療法人ニコニコ診療所 | ○ | 内科 |
| 短期入所生活介護事業所おおの郷 (老健併設) | 豊後大野市大野町田中2番9 | 12 | 社会医療法人財団天心堂 | ○ | 総合診療科 |
| ショートステイはるかぜ | 国東市国見町大熊毛字花開 182番地 | 6 | 医療法人ほとけの里 | ○ | 内科 |
| ウェルファ豊丘 | 速見郡日出町大字豊岡6323番地 | 2 | ボンウェルフェア株式会社 | ○ | 内科・小児科 |
| 短期入所生活介護 サンライズ・ビュー(単独老健併設) | 速見郡日出町580番地2 | 6 | 医療法人平成会 | ○ | 内科 |
| 短期入所生活介護ショートステイ サンライズ | 速見郡日出町1827番地1 | 36 | 医療法人平成会 | ○ | 整形外科 |
| ショートステイすずらん (サテライト型老健併設) | 速見郡日出町大字藤原1691番地1 | 8 | 医療法人久寿会 | ○ | 外科、消化器外科 |

姫島村高齢者生活福祉センター姫寿苑 - 基準該当短期入所生活介護事業所(医師の配置基準なし)

* 養護老人ホーム(定員111名以上)に該当する施設は県内にはありません。

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に該当する施設名一覧表(平成29年度)

国保医療課作成

施設の種別： 指定障害者支援施設

| 施設の名称 | 所在地 | 定員 | 経営主体 | 配置医師の専門診療科 |
|-----------------|--------------------|----|-----------------------|------------------|
| 障がい者支援施設ハーモニーの森 | 大分市大字中戸次6042番地 | 50 | 社会福祉法人ハーモニー | 内科 |
| ひまわり園 | 大分市大字辻911番地 | 30 | 社会福祉法人新友会 | 内科 |
| うえの園 | 大分市東大道2丁目3番3号 | 20 | 社会福祉法人大分県福祉会 | 内科 耳鼻科 眼科 |
| 第二博愛寮 | 大分市中戸次2131番地 | 80 | 社会福祉法人博愛会 | 内科 |
| 第一博愛寮 | 大分市大字野田759番地1 | 80 | 社会福祉法人博愛会 | 内科 |
| 障害者支援施設ゆたか | 別府市大字内竈1393番2 | 40 | 社会福祉法人太陽の家 | 外科・整形外科 精神科 |
| 障害者支援施設修光園 | 中津市三光森山775の3 | 50 | 社会福祉法人直心会 | 内科 |
| 大分県日田はぎの園 | 日田市大字石井789番地 | 80 | 社会福祉法人 大分県社会福祉事業団 | 内科・外科 精神科 |
| ひばり〜ヒルズ | 日田市大字三和字坂の辻1853 | 60 | 社会福祉法人すぎのこ村 | 内科 |
| 障害者支援施設清流の郷 | 佐伯市大字堅田2288番地の1 | 60 | 社会福祉法人わかば会 | 内科 |
| 大分県なおみ園 | 佐伯市大字堅田3909-1 | 60 | 社会福祉法人 大分県社会福祉事業団 | 内科 精神科 |
| 障害者支援施設 あらかし | 臼杵市大字井村2209番地 | 40 | 社会福祉法人みずほ厚生センター | 消化器内科 |
| 障害者支援施設 聖心園 | 臼杵市大字江無田1600番地の5 | 70 | 社会福祉法人みずほ厚生センター | 消化器内科 |
| 障がい者支援施設 潔き聖母の家 | 臼杵市野津町都原3590-1 | 80 | 社会福祉法人 聖母の騎士会 | 内科 |
| 福祉農場コロニー 久住 | 竹田市久住町大字有氏896番地14 | 65 | 社会福祉法人博愛会 | 内科 |
| コスモス | 豊後高田市美和1684番地 | 70 | 社会福祉法人育心会 | 内科 |
| 大分県糸口厚生園 | 宇佐市大字上庄318-1 | 60 | 社会福祉法人 大分県社会福祉事業団 | 精神科 内科 |
| 大分県糸口学園 | 宇佐市大字猿渡1030-1 | 60 | 社会福祉法人 大分県社会福祉事業団 | 精神科 内科 |
| 大分県糸口第二厚生園 | 宇佐市大字上時枝1223-5 | 60 | 社会福祉法人 大分県社会福祉事業団 | 精神科 内科 |
| 障害者支援施設本城苑 | 豊後大野市三重町本城2054番地 | 50 | 社会福祉法人紫雲会 | 内科 |
| 障がい者支援施設騰々舎 | 豊後大野市緒方町馬場796-1 | 50 | 社会福祉法人任運社 | 内科 |
| めぶき園 | 豊後大野市犬飼町下津尾4355-10 | 40 | 社会福祉法人萌葱の郷 | 精神科 |
| 大分県のぞみ園 | 由布市挾間町赤野339-1 | 80 | 社会福祉法人 大分県社会福祉事業 団 | 内科 整形外科 歯科 |
| 向陽学園 | 由布市庄内町小挾間1027番地 | 65 | 社会福祉法人和幸会 | 内科 |
| 指定障害者支援施設ゆうわ | 速見郡日出町大字天神1402番地の6 | 80 | 社会福祉法人太陽の家 | 内科 |

*平成26年4月以降に県障害福祉課に医師配置なしの届出をした施設及び経過措置の対象となる障害児入所施設を除く

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に該当する施設名一覧表(平成29年度)

国保医療課作成

施設の種別： 療養介護事業所

| 施設の名称 | 所在地 | 定員 | 経営主体 | 配置医師の専門診療科 |
|-----------------------|-----------------|------------------------|-----------------------|--------------------|
| 別府整肢園 | 別府市大字鶴見4075番地の1 | 60 | 社会福祉法人 別府発達医療センター | 整形外科、 リハビリテーション |
| めじろ園 | 別府市大字鶴見4075番地の1 | 60 | 社会福祉法人 別府発達医療センター | 整形外科、 リハビリテーション |
| 独立行政法人 国立病院機構西別府病院 | 別府市大字鶴見4548番地 | 212及び 空床型短期 入所10 | 独立行政法人 国立病院機構西別府病院 | 小児科 神経内科 |
| すぎな園 | 中津市三光森山823番地2 | 40 | 社会福祉法人直心会 | 小児科 |
| 恵の聖母の家 | 臼杵市野津町都原3601-2 | 74 | 社会福祉法人 聖母の騎士会 | 小児科、小児神経科、内科 |

*療養介護事業所(4) 障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所に配置されている医師
第5条第6項－医療を要する障害者であって常時介護を要する

施設の種別： 救護施設

| 施設の名称 | 所在地 | 定員 | 経営主体 | 配置医師の専門診療科 |
|--------|----------------|-----|----------------------|------------|
| 大分県溪泉寮 | 速見郡日出町大字藤原4617 | 120 | 社会福祉法人 大分県社会福祉事業団 | 内科 精神科 |

*救護施設(5)定員111名以上の場合

施設の種別： 児童心理治療施設

| 施設の名称 | 所在地 | 定員 | 経営主体 | 配置医師の専門診療科 |
|-----------------------------|--------------|----|-----------------|---------------------|
| 大分こども心理療育センター 愛育学園(はばたき) | 大分市芳河原台11-29 | 30 | 社会福祉法人 藤本愛育会 | 児童精神科 小児科 精神科 |

保医発0325第9号

平成28年3月25日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について

標記については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第52号）等が公布され、平成28年4月1日から適用されることに伴い、下記の通知の一部を改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- ・「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）の一部改正

記以下を別添のとおり改正し、平成28年4月1日から適用する。

別 添

1 保険医が、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する医師(以下「配置医師」という。)である場合は、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った診療(特別の必要があつて行う診療を除く。)については、介護報酬、自立支援給付、措置費等の他給付(以下「他給付」という。)において評価されているため、初診料、再診料(外来診療料を含む。)、小児科外来診療料及び往診料を算定できない。

(1) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第2号、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第12条第1項第2号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第121条第1項第1号又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第129条第1項第1号の規定に基づき、養護老人ホーム(定員111名以上の場合。以下同じ。)、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所に配置されている医師

(2) 病院又は診療所と特別養護老人ホームが併設(「病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について」(平成19年7月30日医政発第0730001号・老発第0703001号)にいう併設をいう。)されている場合の当該病院又は診療所(以下「併設医療機関」という。)の医師

なお、病院又は診療所と養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定する生活介護を行う施設に限る。(3)において同じ。)、盲導犬訓練施設、救護施設、乳児院又は情緒障害児短期治療施設が合築又は併設されている場合についても同様の取扱いとする。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)第4条第1項第1号の規定に基づき、指定障害者支援施設に配置されている医師

(4) 障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所(以下「療養介護事業所」という。)に配置されている医師

(5) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第2号の規定に基づき、救護施設(定員111名以上の場合。以下同じ。)に配置されている医師

(6) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第1項又は第73条第1項の規定に基づき、乳児院(定員100名以上の場合。以下同じ。)又

は情緒障害児短期治療施設に配置されている医師

2 保険医が次の表の左欄に掲げる医師に該当する場合は、それぞれ当該保険医（併設医療機関の医師を含む。）の配置されている施設に入所している患者に対する一部の診療については他給付で評価されていることから、同表の右欄に掲げる診療報酬を算定できない。

| 保険医 | 診療報酬 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・配置医師（全施設共通。） | <ul style="list-style-type: none"> ・特定疾患療養管理料 ・地域包括診療料 ・認知症地域包括診療料 ・小児かかりつけ診療料 ・生活習慣病管理料 ・退院前訪問指導料 ・在宅自己注射指導管理料 ・在宅小児低血糖症患者指導管理料 ・在宅妊娠糖尿病患者指導管理料 ・在宅自己腹膜灌流指導管理料 ・在宅血液透析指導管理料 ・在宅酸素療法指導管理料 ・在宅中心静脈栄養法指導管理料 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理料 ・在宅小児経管栄養法指導管理料 ・在宅自己導尿指導管理料 ・在宅人工呼吸指導管理料 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理料 ・在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料 ・在宅寝たきり患者処置指導管理料 ・在宅自己疼痛管理指導管理料 ・在宅振戦等刺激装置治療指導管理料 ・在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料 ・在宅仙骨神経刺激療法指導管理料 ・在宅肺高血圧症患者指導管理料 ・在宅気管切開患者指導管理料 ・在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料 ・在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料 |

| | |
|------------------------------------|--|
| | ・在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料 |
| ・指定障害者支援施設の配置医師 （生活介護を行う施設に限る。） | ・小児科療養指導料 |
| ・情緒障害児短期治療施設の配置医師 | ・通院・在宅精神療法 ・救急患者精神科継続支援料 ・心身医学療法 ・通院集団精神療法 ・精神科作業療法 ・精神科ショート・ケア ・精神科デイ・ケア ・精神科ナイト・ケア ・精神科デイ・ナイト・ケア |
| ・乳児院又は情緒障害児短期治療施設の配置医師 | ・小児特定疾患カウンセリング料 |

3 保険医が、配置医師でない場合については、緊急の場合又は患者の傷病が当該配置医師の専門外にわたるものであるため、特に診療を必要とする場合を除き、それぞれの施設に入所している患者に対してみだりに診療を行ってはならない。

4 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）、療養介護事業所、救護施設、乳児院又は情緒障害児短期治療施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に入所している患者については、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

- ・外来栄養食事指導料
- ・集団栄養食事指導料
- ・在宅療養指導料
- ・乳幼児育児栄養指導料
- ・退院時共同指導料
- ・介護支援連携指導料
- ・診療情報提供料（Ⅰ）（注2、注4及び注14に該当する場合に限る。）
- ・在宅患者訪問診療料

ただし、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用している患者については、当該患者のサービス利用前30日以内に患家を訪問し、在宅患者訪問診療料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定した保険医療機関の医師（配置医師を除く。）が診察した場合に限り、当該患者のサービ

ス利用開始後30日までの間、在宅患者訪問診療料を算定することができる。また、特別養護老人ホームの入所者については、以下のア又はイのいずれかに該当する場合には在宅患者訪問診療料を算定することができる。なお、当該患者について、介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る看取り介護加算（以下「看取り介護加算」という。）を算定している場合には、在宅ターミナルケア加算及び看取り加算は算定できない。

ア 当該患者が末期の悪性腫瘍である場合

イ 当該患者を当該特別養護老人ホーム（看取り介護加算の施設基準に適合しているものに限る。）において看取った場合（在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院又は当該特別養護老人ホームの協力医療機関の医師により、死亡日から遡って30日間に行われたものに限る。）

- ・在宅患者共同診療料2及び3
- ・在宅時医学総合管理料
- ・施設入居時等医学総合管理料

ただし、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用している患者については、当該患者のサービス利用前30日以内に患家を訪問し、在宅患者訪問診療料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定した保険医療機関の医師（配置医師を除く。）が診察した場合に限り、当該患者のサービス利用開始後30日までの間、施設入居時等医学総合管理料を算定することができる。また、特別養護老人ホームの入所者については、以下のア又はイのいずれかに該当する場合には施設入居時等医学総合管理料を算定することができる。なお、当該患者について、看取り介護加算を算定している場合には、在宅ターミナルケア加算及び看取り加算は算定できない。

ア 当該患者が末期の悪性腫瘍である場合

イ 当該患者を当該特別養護老人ホーム（看取り介護加算の施設基準に適合しているものに限る。）において看取った場合（在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院又は当該特別養護老人ホームの協力医療機関の医師により、死亡日から遡って30日間に行われたものに限る。）

- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅患者訪問看護・指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。ただし、当該患者について、看取り介護加算を算定している場合には、在宅ターミナルケア加算は算定できない。）
- ・同一建物居住者訪問看護・指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。ただし、当該患者について、看取り介護加算を算定している場合には、同一建物居住者ターミナルケア加算は算定できない。）
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性

腫瘍であるものを除く。)

- ・在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料
- ・訪問看護指示料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。)
- ・介護職員喀痰吸引等指示料
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。)
- ・在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。)
- ・在宅患者緊急時等共同指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。)
- ・在宅患者訪問栄養食事指導料
- ・在宅患者連携指導料
- ・在宅患者緊急時等カンファレンス料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。)
- ・在宅患者訪問褥瘡管理指導料
- ・精神科訪問看護・指導料（認知症の患者に限る。)
- ・精神科訪問看護指示料（認知症の患者に限る。ただし、精神科訪問看護基本療養費Ⅱを算定する患者は除く。)
- ・精神科重症患者早期集中支援管理料
- ・訪問看護基本療養費（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。)
- ・精神科訪問看護基本療養費（認知症の患者に限る。)
- ・訪問看護管理療養費（24時間対応体制加算、24時間連絡体制加算、特別管理加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を含む。)
（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるもの又は精神科訪問看護基本療養費を算定できるもの（認知症であるものを除く。）を除く。)
- ・訪問看護管理療養費（在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る。)
- ・訪問看護情報提供療養費
- ・訪問看護ターミナルケア療養費（看取り介護加算を算定している者及び特別養護老人ホームの入所者であって末期の悪性腫瘍のもの又は精神科訪問看護基本療養費を算定できるもの（認知症であるものを除く。）であり看取り介護加算を算定しているものに限る。)

5 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発0126001号）第三の1により医師を配置し

ない取扱いとしている場合における当該施設に入所している者に対して行った診療については、1及び4による取扱いの対象としない。ただし、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

- ・在宅患者訪問看護・指導料
- ・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料
- ・訪問看護指示料
- ・精神科訪問看護・指導料
- ・精神科訪問看護指示料
- ・訪問看護基本療養費
- ・精神科訪問看護基本療養費
- ・訪問看護管理療養費（24時間対応体制加算、24時間連絡体制加算、特別管理加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を含む。）
- ・訪問看護管理療養費（在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る。）
- ・訪問看護情報提供療養費
- ・訪問看護ターミナルケア療養費

6 指定障害者支援施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第6条の7第1号に規定する自立訓練（機能訓練）を行う施設については、5ただし書きを準用する。

7 特別養護老人ホーム等の職員（看護師、理学療法士等）が行った医療行為については、診療報酬を算定できない。ただし、特別養護老人ホーム等に入所中の患者の診療を担う保険医の指示に基づき、当該保険医の診療日以外の日に当該施設の看護師等が当該患者に対し点滴又は処置等を実施した場合に、使用した薬剤の費用については診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第3節薬剤料を、使用した特定保険医療材料の費用については同第4節特定保険医療材料料を、当該患者に対し使用した分に限り算定できる。また、同様に当該看護師等が検査のための検体採取等を実施した場合には、同章第3部第1節第1款検体検査実施料を算定できる。なお、これらの場合にあつては、当該薬剤等が使用された日及び検体採取が実施された日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

8 保険医が、特別養護老人ホーム等に入所中の患者について診療を行った場合は、診療報酬明細書の欄外上部に、○施又は（施）の表示をすること。また、特別養護老人ホームに入所中の患者に対して、往診して通院・在宅精神療法又は認知療法・認知行動療法に係る精神療法を行った場合には、当該精神療法が必要な理由を診療録に記載すること。

- 9 各都道府県知事は、別紙様式により、特別養護老人ホーム等の配置医師に係る情報を把握し、必要に応じ市町村等に対して周知するよう努めること。
(ただし、指定障害者支援施設のうち、5に該当する施設については不要とする。)

事 務 連 絡

平成 18 年 4 月 24 日

地 方 社 会 保 険 事 務 局

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（部）

御中

保 険 局 医 療 課

「特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱いについて」
の運用上の留意事項について

標記については、「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて(平成18年3月31日保医発第0331002号)」（以下、「通知」と言う。）により、取り扱われているところですが、その運用に係る照会があったことから、今般、下記の通り、その運用上の留意事項をお示しするものです。

各担当者におかれては、その趣旨を踏まえ、管内関係施設等に対する指導、周知の徹底を図るようお願い申し上げます。

なお、このことについては、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局及び老健局とも協議済みであることを念のため申し添えます。

記

- 1 特別養護老人ホームに配置されている医師は、入所者の継続的かつ定期的な医学的健康管理を行うことを含め、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならないこととされており、特別養護老人ホームと配置医師との契約においては、その旨が明確にされる必要があることに、改めて留意されたいこと。

なお、通知の4において、保険医が配置医師であるか否かにかかわらず、在宅療養指導料、外来栄養食事指導料等を算定できないこととされているが、これは、これらの指導等は、配置医師が行うべきものであり、配置医師でない保険医にこれらの指導等を行わせた場合であっても、診療報酬は請求できない趣旨であること。

- 2 通知の3において、「保険医が、配置医師でない場合については、緊急の場合又は患者の傷病が当該配置医師の専門外にわたるものであるため、特に診療を必要とする場合を除き、それぞれの施設に入所している患者に対してみだりに診療を行ってはならない」とされたが、この趣旨は、緊急の場合や専門外にわたる場合に、入所者からの求め（入所者のニーズを踏まえた家族や施設側からの求めによる場合を含む。以下同じ。）に応じ、配置医師でない保険医が往診を行うことを妨げるものではないこと。
- 3 ただし、入所者からの求めによってではなく、医学的健康管理のために定期的に特別養護老人ホームを訪問して診療する場合は、その保険医は、通知の1に規定する配置医師とみなされ、初診料、再診料及び往診料が算定できないこと。
- 4 指導に当たっては、定期的な医学的健康管理を目的としたものなのか、個別的な入所者からの求めに対応するためのものなのか確認の上実施すること。

事務連絡
平成24年11月1日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その10）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）等により、平成24年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添2のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

医科診療報酬点数表関係

〈抜粋〉

【障害者施設における給付調整】

(問3) 医師配置のある障害者支援施設の入所者について、その障害による症状が悪化した場合や障害の特性に応じて、配置医が内科であるものの、外部の特定の内科やその他の科の医師でなければ当該障害に応じた専門的な診療が困難な場合に、当該外部の医師が診療を行うことは、「特別養護老人ホーム等における療養の給付等の取扱いについて」(平成十八年三月三十一日厚生労働省保険局医療課事務連絡) 3にある、「みだりに診療」に該当するのか。

(答) 医師配置のある障害者支援施設の入所者の症状の悪化や障害の特性に応じた受診に伴い、例えば、配置医が内科である場合であって、当該入所者の障害の特性に応じて、内科の特定の医師やその他の科の医師による患者個々人の病歴や状態に応じた専門的な診療が必要となる場合も想定されるため、当該診療の必要性を配置医が認める場合において、当該入所者からの求め(入所者のニーズを踏まえた家族や施設側からの求めによる場合を含む。)に応じて外部の医師が診療することは、「みだりに診療」には該当しない。

なお、「特別養護老人ホーム等における療養の給付等の取扱いについて」の運用上の留意事項について(平成十八年四月二十四日厚生労働省保険局医療課事務連絡) 3にあるとおり、入所者からの求めによってではなく、医学的健康管理のために定期的に特別養護老人ホーム等を訪問して診療する場合は、その保険医は、配置医師とみなされることに留意すること。